



税関における経済安全保障（第3回）

前回の第2回に続きまして、経済安全保障に関する取組として「輸出事後調査」についてご紹介します。

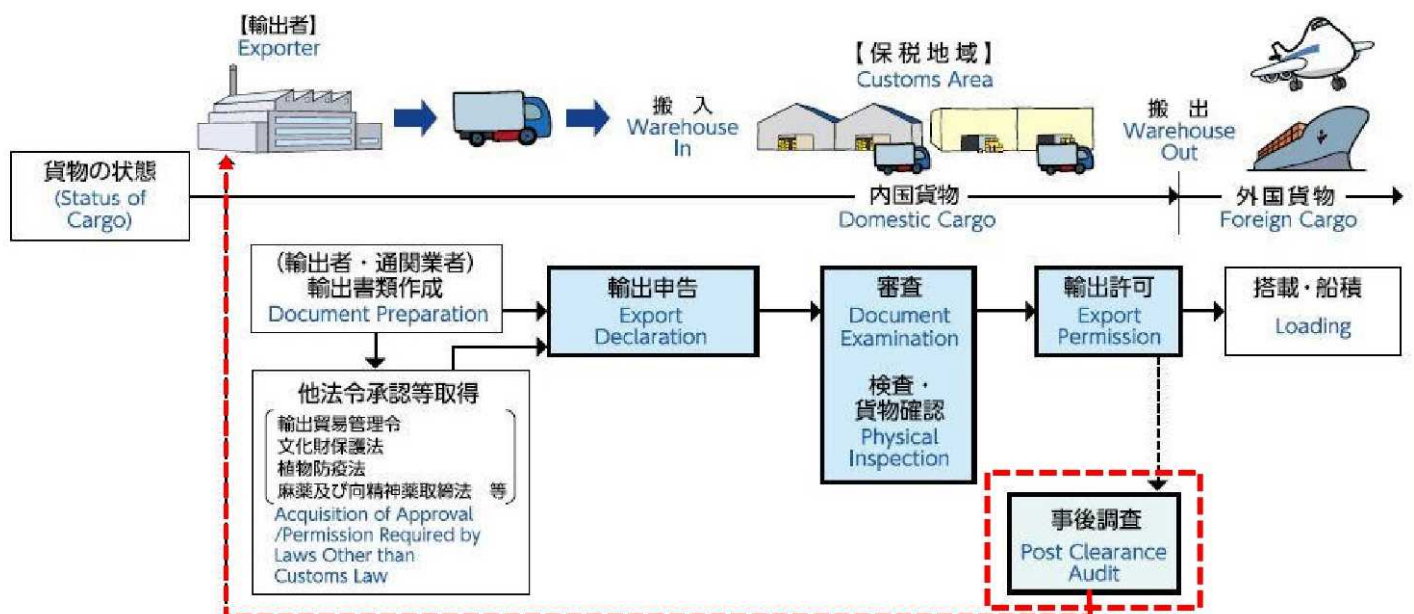
③-2 輸出事後調査

輸出事後調査とは・・・

- ▶ 輸出事後調査とは、**貨物の輸出後に適宜輸出者等を訪問**し、輸出手続が適正に行われたかを法律上の権限に基づいて調査するものです。（確定申告後の税務調査の様なもの）
- ▶ 調査方法：輸出者、通関業者を始め輸出に携わった各種業者に質問し、帳簿書類を検査します。
- ▶ 当該貨物に係る輸出手続が**関税法その他の関係法令の規定**に従って、正しく行われたか否かを確認します。

輸出通関と輸出事後調査の関係性

輸出された貨物に関し、税関職員が輸出者等のところに赴き、事後に調査を行うことから、通称「輸出事後調査」と言われています。



③-2 輸出事後調査(つづき)

関税関係帳簿等の保存義務

1. 制度の概要

貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。）を輸出する者については、帳簿書類の保存が義務づけられています。

2. 備えるべき関税関係帳簿及び保存すべき関係書類

- (1) **帳簿の備付け**【記載事項】品名、数量、価格、仕向人の氏名（名称）、輸出許可年月日、許可番号を記載された帳簿（必要事項が網羅されている既存帳簿、仕入書等に必要項目を追記したものでも可）
- (2) **書類の保存**【書類の内容】輸出許可貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕向人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類
- (3) **電子取引の取引情報に係る電子データの保存** 電子取引（いわゆるEDI取引、ネット取引、電子メール等により取引情報を授受する取引）を行った場合における当該電子取引の取引情報（取引に関して授受する注文書、契約書等に通常記載される事項）

※ 輸出の場合は、**保存期間**はすべて**5年間**（輸出許可の日の翌日から起算）

注意：物流会社によっては、請求しないと税関の輸出許可書送付してこない場合もあります！！

輸出申告及び帳簿・書類保存の確認事項

- ☑ 輸出貿易管理令等で規制されてはいないか
- ☑ 輸出申告に必要な書類は常にそろっているか
- ☑ 備えるべき関税関係帳簿に記録されているか
- ☑ 保存すべき関係書類は適正に保管されているか

輸出者として細心の注意をお願いします。

お知らせ

次回は最終の掲載となり、不正輸出の注意事例等を紹介します。
掲載内容へのお問い合わせは、名古屋税関調査部情報管理室まで ☎ 052-654-4231